

鴻池スカイランド運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府東部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓発を図るため整備した鴻池水みらいセンター（以下「センター」という。）内の鴻池スカイランド（以下「スカイランド」という。）を広く府民の利用に供するに当たり、これの円滑な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(区域及び設置する施設)

第2条 スカイランド内に設置する施設の名称は次のとおりとし、スカイランドの区域は別図のとおりとする。

- (1) 運動広場A
- (2) 運動広場B
- (3) ゲートボール場A
- (4) ゲートボール場B
- (5) ゲートボール場C
- (6) ゲートボール場D
- (7) ちびっこ広場
- (8) 散策広場
- (9) バラ園
- (10) コミュニティハウス
- (11) 水辺と芝生の広場

(利用の期日及び時間)

第3条 スカイランドの利用日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、大阪府東部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合は、臨時に利用を中止し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

- (1) 利用日は、1月4日から12月28日までとする。
- (2) スカイランドの休日（以下「閉園日」という。）は、毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）および12月29日から翌年1月3日までとする。
- (3) 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(利用申込)

第4条 第2条(1)から(6)の施設を団体等（10名以上が集合して利用する場合をいう。以下同じ。）で利用しようとする者は、利用申込書（様式第1号）により所長に利用の申込を行い、利用受付確認書（様式第2号）（以下「確認書」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 前項に定める利用申込書の受付は、利用予定月の前月の第1月曜日（当日が閉園日の場合は、その翌開園日）とする。
- 3 第1項に定める利用申込書の受付及び確認書の交付場所は、鴻池スカイランド管理事務所とし、受付時間は閉園日を除く午前9時から午前11時の間とする。
- 4 前項に定める利用申込書の受付は、先着順とし、同一日時の申込件数が複数に及ぶ場合は、原則として抽選により利用者を決定する。
- 5 確認書の交付を受けた者は、当該施設を利用する前に確認書をスカイランド管理係員に提示しなければならない。
- 6 所長は、確認書の交付に当たり、利用に係る条件を付す場合がある。

(受付の取消)

第5条 所長は、確認書の交付を受けた者が、この要綱、確認書に記載する内容若しくは利用に当たり付された条件に違反していたとき、又は違反したことがある場合、その他所長が適当でないと認める場合は、確認書の交付を取り消すことができる。

(利用料)

第6条 スカイランドの利用料は徴収しない。

(利用の制限等)

第7条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、又は工事その他の理由によりスカイランドの利用に支障があると認めるときは、利用者に対し、その利用を制限し、又は禁止することができる。

- 2 所長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の中止、退去、又は物件の撤去を命ずることができる。
 - (1) 建物、工作物、設備、植栽等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある行為をしようとする者
 - (2) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等を掲示し、又は掲示しようとする者
 - (3) 承認を得ないで、施設若しくは附属設備を損傷するおそれのある、又は他の利用者に迷惑をかけるおそれのある仮設工作物等を設置し、又は設置しようとする者
 - (4) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為をし、又は行為をしようとする者
 - (5) 凶器、爆発物、その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
 - (6) 露天、行商、その他これらに類する行為をし、又は行為をしようとする者
 - (7) スカイランドに犬、その他の動物を持ち込みし、又は持ち込もうとする者、ただし、介助犬、盲導犬等については除く
 - (8) 立入禁止区域に進入し、又は進入しようとする者
 - (9) 指定された以外の場所に、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、車輪を有する遊具、その他の人の力によらずに運転する車両を乗り入れ、又は乗り入れようとする者（電動車椅子、管理上必要な作業用車両等を除く）

- (10) 野球（硬式・準硬式・軟式）、ソフトボール、ゴルフ（グラウンドゴルフを除く）、サッカー、その他ボールを使用する行為で、第三者に危害を及ぼすおそれのある行為をし、又はしようとする者
 - (11) 無人航空機（いわゆるドローン等）を飛行させ、又は飛行させようとする者
 - (12) 営利を目的として、会費、指導料等の料金を徴収し、又は徴収しようとする者
 - (13) 不当な差別的言動を行い、又は行おうとする者
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、スカイランド本来の利用を著しく妨げる行為をし、又は行為をしようとする者
 - (15) 第2条に掲げる（1）から（11）の施設を専有し利用しようとする者、ただし、同条（1）から（6）の施設については、第4条に定める確認書の交付を受けた者を除く
 - (16) 管理上必要な指示に従わない者
 - (17) その他管理上支障があると認められる者
- 3 所長は、特別警報、暴風警報、大雨警報、竜巻注意情報、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合、スカイランドを閉園し、利用の中止、退去、又は物件の撤去を命ずることができる。

（確認書の譲渡禁止）

第8条 確認書の交付を受けた者は、確認書を他の者に譲渡してはならない。

（損害賠償）

第9条 利用者は、第7条第2号に掲げる行為により、事務所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（利用者の責務）

第10条 スカイランド（駐車場及び駐輪場を含む。）の利用中に発生した事故又は傷害については、利用者がその責任を負うものとする。

2 利用者は、スカイランドを常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用に努めなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、スカイランドの管理運営に必要な事項は所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱の一部改正は、令和 8年4月1日から施行する。

(経過措置)

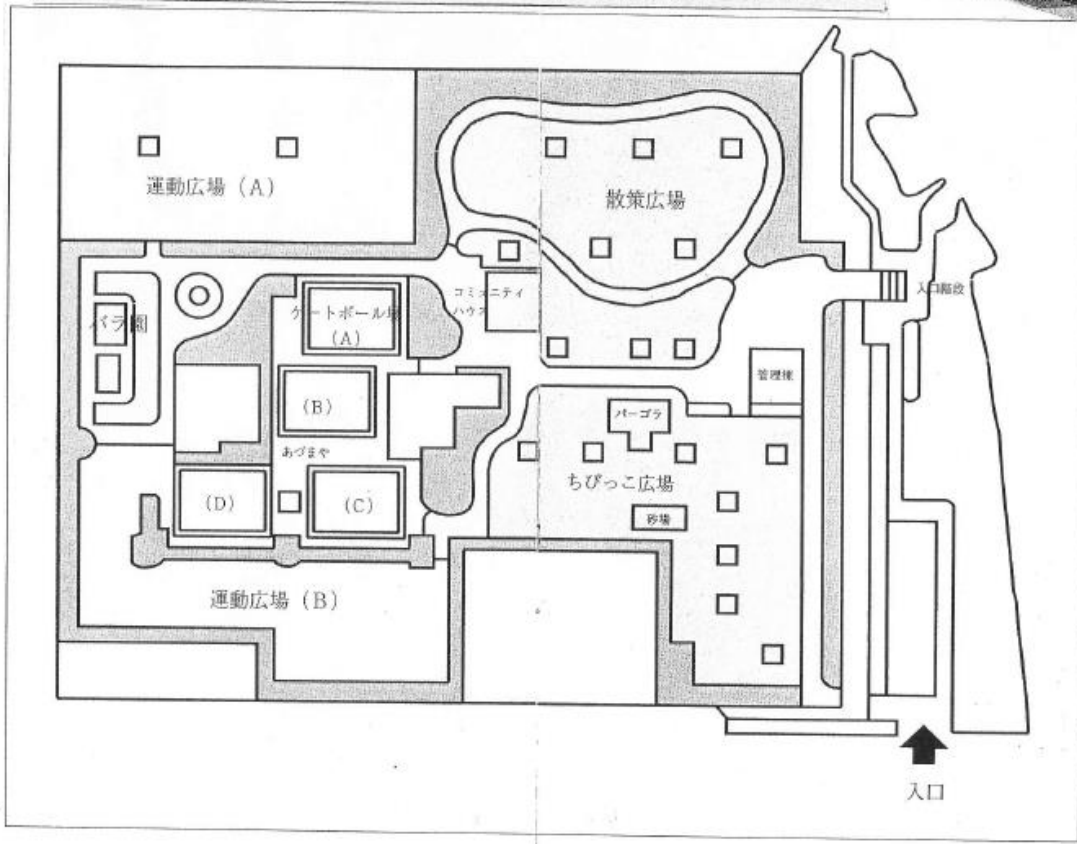
第2条 この要綱の施行日において、現に従前の「鴻池スカイランド運営要綱」(平成25年4月1日施行)により確認書の交付を受けているものは、この要綱により確認書の交付を受けたものとみなす。

(参考) 改正沿革

- ・ 制定 平成25年4月1日施行
- ・ 改正 平成26年4月1日施行
- ・ 改正 令和元年7月1日施行
- ・ 改正 令和4年2月1日施行
- ・ 改正 令和8年4月1日施行 (本改正)

(別図)

美しい緑と花に囲まれた公園
鴻池スカイランド



鴻池スカイランド利用申込書

受付印

年 月 日

No.

大阪府東部流域下水道事務所長 様

※申込者は、利用申込書及び利用受付確認書の太枠内の必要事項を記入してください。

申込者	団体名		氏名	
	住所			
	電話番号			
使用日時	年 月 日 ()		午前	午後
使用目的			のため	使用人数 人
使用施設	・運動広場 (A) ・ゲートボール場 (A・B・C・D)		・運動広場 (B)	
備考			取消	年 月 日 () (受)

午前の部 (午前9時から午後0時) 午後の部 (午後1時から午後4時)

- ・同一団体による同日での午前の部・午後の部の連続使用は不可です
- ・利用申込に1度に4件まで受付けます。

鴻池スカイランド利用受付確認書

運営要綱等を順守することを条件に利用を受け付けます。

年 月 日

No.

大阪府東部流域下水道事務所長

申込者	団体名		氏名	
使用日時	年 月 日 ()		午前	午後
使用目的			のため	使用人数 人
使用施設	・運動広場 (A) ・ゲートボール場 (A・B・C・D)		・運動広場 (B)	

※1 午前の部 (午前9時から午後0時) 午後の部 (午後1時から午後4時)

同一団体による午前・午後の連続使用は不可です。

※2 施設を利用する際は、必ず本受付確認書を携帯してください。

※3 特別警報・暴風警報・大雨警報・竜巻注意情報・その他利用者の安全を確保できないと判断された場合は、指示に従い退去してください。

※4 落雷・光化学スモッグ等については、利用者の自主責任において対応し、又は退去してください。

(お問合せ先) 鴻池スカイランド管理事務所

(東大阪市北鴻池町1番18号鴻池水みらいセンター内スカイランド)

- ・申込者の情報は、「大阪府個人情報保護条例」等に基づき、鴻池スカイランド利用申込の目的以外には利用しません。